

大阪港内公害防止対策事業 実施状況説明資料

平成23年11月

港湾局

港湾局事業の体系



公害防止対策事業について

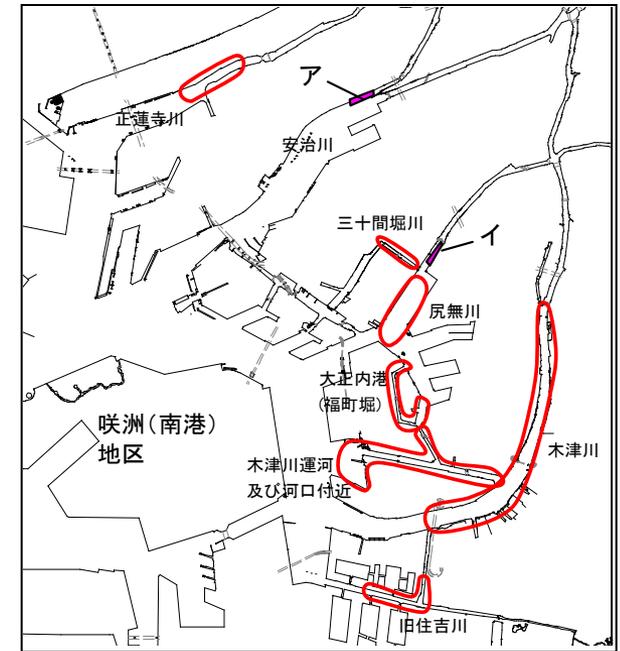
事業の概要・事業目的

- 港湾区域における水環境の保全を目的として、平成13年度国の補助採択を受け、
 - ・平成13年度～平成14年度にかけて、護岸際の有機汚泥除去対策を実施
 - ・平成15年度～平成17年度に、底質ダイオキシン類の環境基準超過範囲等調査を実施し、平成18年度より底質ダイオキシン類対策を実施
 - ・水環境保全を目的とするだけでなく、人の健康を保護する上で維持すべき環境基準の達成を目的に浄化対策を実施

事業の概要表

事業化根拠	対策内容	対策区域	概要	対策の実施基準
			・流入河川流域の不特定多数の工場・家庭排水などの人為的原因のため、最下流部にあたる大阪港の一部に有機物等による汚染汚泥が堆積 ・有機汚泥は溶存酸素の消費、悪臭等の発生原因となり、水質や生活環境に悪影響を及ぼすため、水生生物の生息等水環境等の改善のため汚泥除去浚渫等を実施した。	・水産用水基準（社団法人日本水産資源保護協会）による（法的基準でない） ・汚染泥と定義されるCOD（化学的酸素要求量）30mg/g以上のもの ⇒値が大きいほど汚濁物質が多いことを表す指標である
・「環境基本法」第17条）に基づく公害防止計画に位置付けるとともに、 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」第3条に規定する『公害防止対策事業計画』に基づいて実施する公害防止対策事業として、補助率嵩上げ等の財政上の特別措置を受け事業化	① 有機汚泥対策	安治川 尻無川	・かつて使用されていた農業やPCB製剤、燃焼由来等様々な要因が複合し、かつ不特定多数の発生源により非意図的に生成されたダイオキシン類により、汚染された水底の土（底質）の存在が判明した。 ・人の健康に影響が出る恐れがある物質であることに鑑み、今後、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準である環境基準を達成することを目的に、浚渫除去等の対策を行う。	・ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づく環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）による ・環境基準：150pg [*] -TEQ ^{**} /g ※pg(ピコグラム)：1兆分の1グラム ※※TEQ(毒性等量)：種類が複数あるダイオキシン類は個々に毒性の強さが異なるため、一番毒性が強いものを1として比率換算し、ダイオキシン全体の毒性の強さとしたものである。
	② 底質ダイオキシン類対策	正蓮寺川 大正内港(福町堀) 木津川運河及び河口付近 木津川 旧住吉川 尻無川 三十間堀川		

対策範囲



凡例

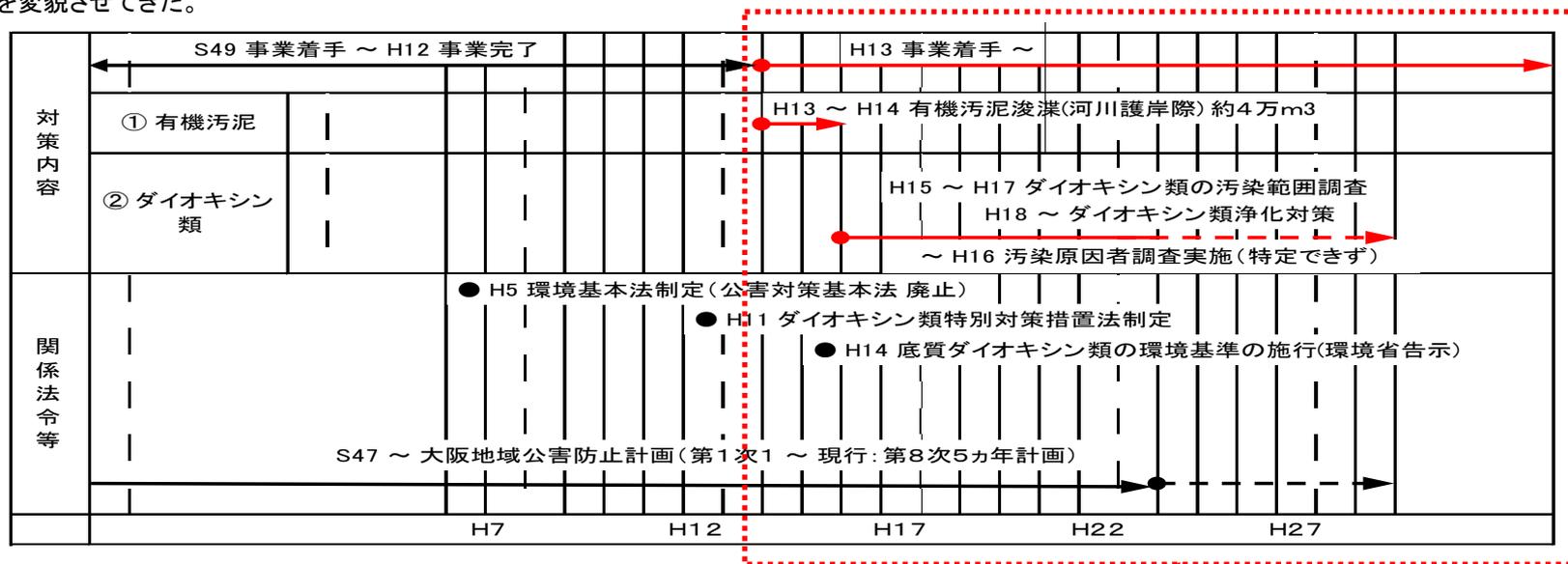
■ 有機汚泥対策(河川護岸部)ア、イ

■ 底質ダイオキシン類対策

なお、底質ダイオキシン類の対策区域を大まかに示したものであり、枠内全ての水域面積に汚染された底質が存在するものではありません。

事業の変遷

■産業型公害から、難分解性有害物質(ダイオキシン類など)による汚染等、**新たな都市型・ストック型公害**へと態様の中心が変化し、**将来の世代まで影響を残すような環境上の「負の遺産」**の解消が重要 となっている。これらの対策が今日の喫緊課題となっており、当該事業で取り組む主体を変貌させてきた。



今回事業再評価対象

□公害対策基本法の制定【現:環境基本法】…S42年8月

- 一高度経済成長を背景として急速な都市化により産業型公害が問題となったことから、対策を講じるべく制定。
- 一内閣総理大臣(現:環境大臣)が都道府県知事へ策定を指示→S47年12月 大阪地域公害防止計画承認(現:同意)

□公害防止対策事業着手…S49年4月

- 一大阪地域公害防止計画に基づき、港湾区域における水質浄化対策として有機汚泥浚渫を開始。
- 一本来汚染原因者において費用負担することが原則ではあるが、不特定多数の工場や生活排水など複合的な汚染原因により原因者を特定することができないことから、地方公共団体の責務として対策を講じることとした。
- 一対策の推進を図るべく、S46年5月「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定され、補助率の嵩上げ(0→1/2)等財政上の特別措置が講じられる。

■ダイオキシン類対策特別措置法の制定…H11年12月

- 一日本でダイオキシン類に関する問題が初めて取り沙汰されたのは、ごみ焼却施設の飛灰からの検出(S58年)。
- 一H8年に産業廃棄物焼却施設から排出されたダイオキシン類が、周辺地域を汚染していることが報道されて社会問題化したこと等を受け、対策関係閣僚会議によるH11年2~9月に「ダイオキシン類対策推進基本指針」が決定、同年7月には議員立法により対策特別措置法が成立した。
- 一同特別措置法に基づきH14年9月に水底底質環境基準(150pg-TEQ/g以下)が施行される。

社会経済情勢等の変化

事業開始時点(平成14年2月)

有機汚泥対策

- ・家庭排水等からの有機性汚濁物質により、護岸際に堆積した有機汚泥の浚渫除去等を行う。
- ・悪臭の発生や底質の無生物化、溶出等による水質の悪化を防止する。
- ・水産生物を対象とした「汚染泥」の目安となるCOD(化学的酸素要求量)30mg/乾泥g以上(強熱減量10%以上)を対象

再評価時点(平成18年度)

底質ダイオキシン類対策

- ・廃棄物の燃焼や農薬等により、大気等を通じて堆積した環境基準値を超過したダイオキシン類を含む水底の土砂(底質)の浚渫除去等を行う。
- ・人の健康の保護を第一に、併せて溶出等による水質の悪化をも防止する。
- ・底質ダイオキシン類の環境基準値(150pg-TEQ/g以下)超過分を対象。
- ・市民への意識調査(H18年8月、標本抽出)では、「更なる安心・安全の向上を図るべき(かなり、いくぶんを含む)」との意見が、市域全体の世帯のうち約73%を占め、逆に「現状どおりでよい」との意見は約20%と推計される。

再々評価時点(平成23年11月)

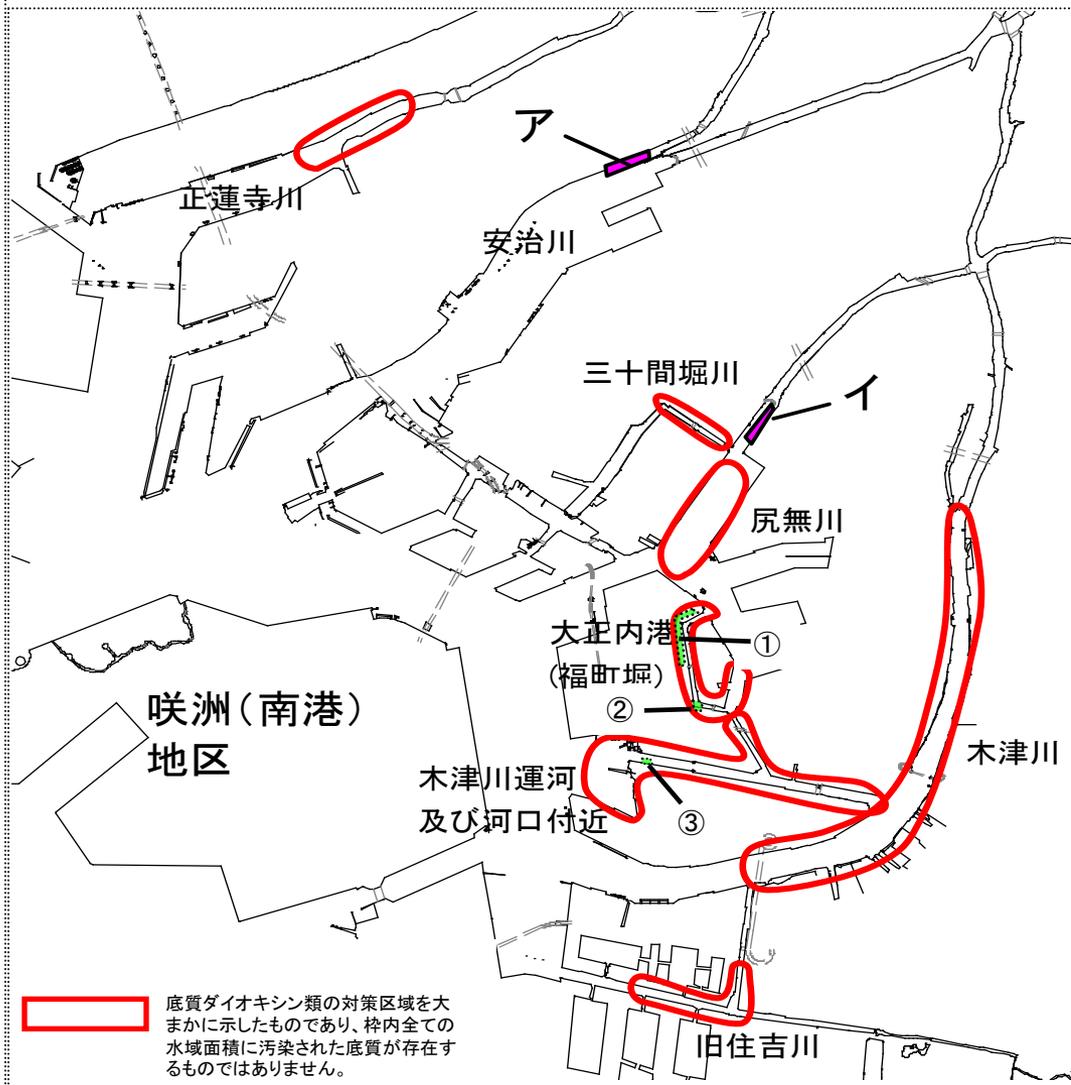
底質ダイオキシン類対策

- ・H18年度からダイオキシン類対策特別措置法に基き、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい環境基準を達成することを目的に対策に取り組んでいる。
- ・公害財特法はH32年度末まで延長されたものの、高濃度ダイオキシン類の無害化処理技術の早期の実用化、財政措置等も含めた国に働きかけている。
- ・市民への意識調査(H23年8月実施)では、「事業は必要である(どちらかというが必要を含む)」との意見が、約83%を占め、「水環境の改善」や「安心・安全の向上」などの要望が強い。

- ・市民意識における本事業の必要性は十分にあると思われる。
- ・底質ダイオキシン類対策事業を進めることにより、市民の安全・安心の向上を図ることができるとともに、大阪港における水環境の改善の要望に応えることができる。

事業計画・事業箇所図

公害防止対策事業は、全体計画のうち、約4.9万m³(約5%)が完了しており、現在事業中(残事業)のものとしては約91.4万m³(約95%)である。



公害事業対策区域		汚染土量(m ³)	対策済土量(m ³)	進捗率(%)
有機汚泥対策	河川護岸部 (安治川・尻無川)	37,900 m ³ (終了)	37,900 m ³	100.0%

公害事業対策区域		汚染土量(m ³)	汚染面積(m ²)	対策済土量(m ³)	進捗率(%)
底質ダイオキシン類対策	正蓮寺川	19,000 m ³	21,000 m ²	0 m ³	0.0%
	大正内港(福田堀)	37,000 m ³	33,000 m ²	8,080 m ³	21.8%
	木津川運河及び河口付近	282,000 m ³	169,000 m ²	2,880 m ³	1.0%
	木津川	497,000 m ³	258,000 m ²	0 m ³	0.0%
	旧住吉川	23,000 m ³	18,000 m ²	0 m ³	0.0%
	尻無川	60,000 m ³	58,000 m ²	0 m ³	0.0%
	三十間堀川	7,000 m ³	6,000 m ²	0 m ³	0.0%
	計	925,000 m ³	563,000 m ²	10,960 m ³	1.2%

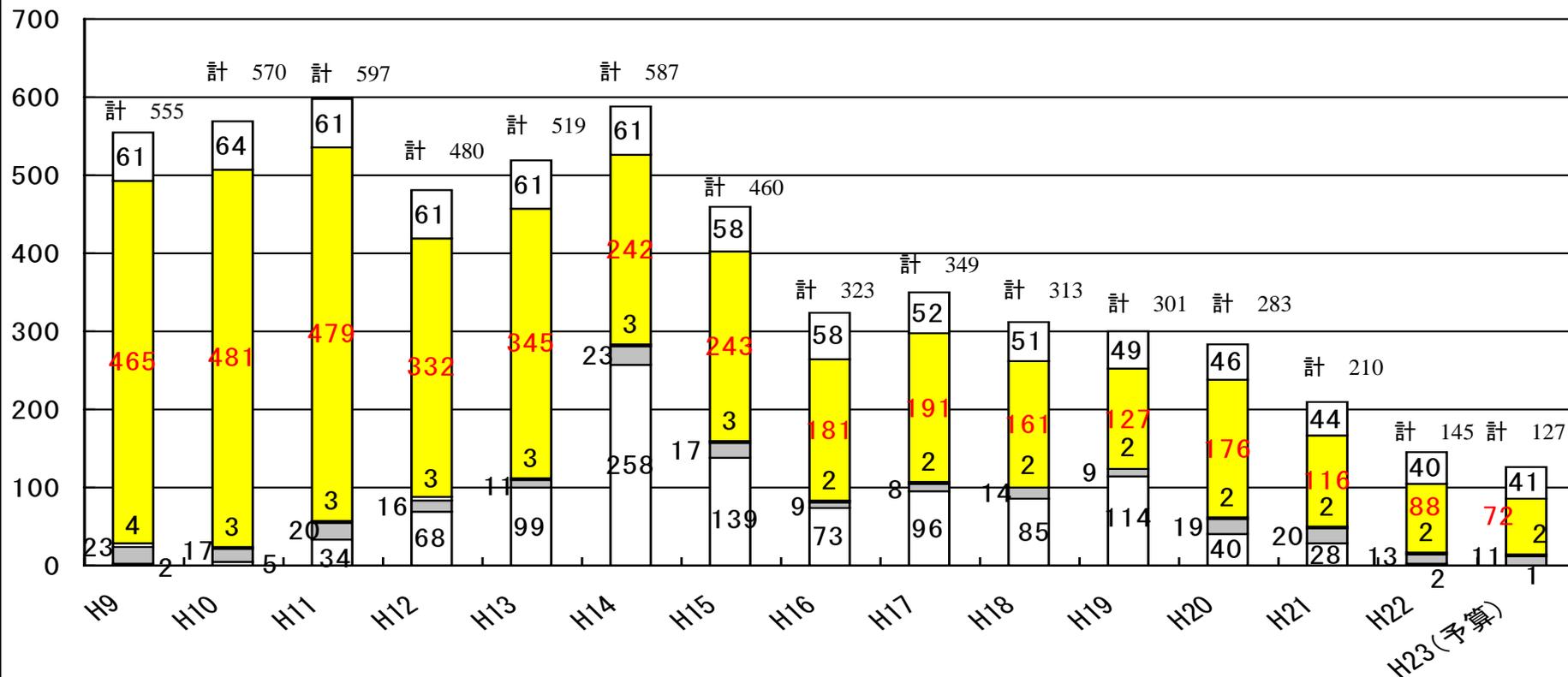
凡例

- 有機汚泥対策(対策済み箇所)ア、イ
- 底質ダイオキシン類対策
- 同上(対策済み箇所)①、②、③

事業費の推移

・市の財政状況が厳しくなり、港湾局の一般会計について、事業費の縮減傾向が続いている。

港湾局決算の推移(億円)



□ 港湾環境整備事業 □ 港湾地帯防災事業 □ 大阪港振興事業 ■ 大阪港修築事業 □ 経常経費

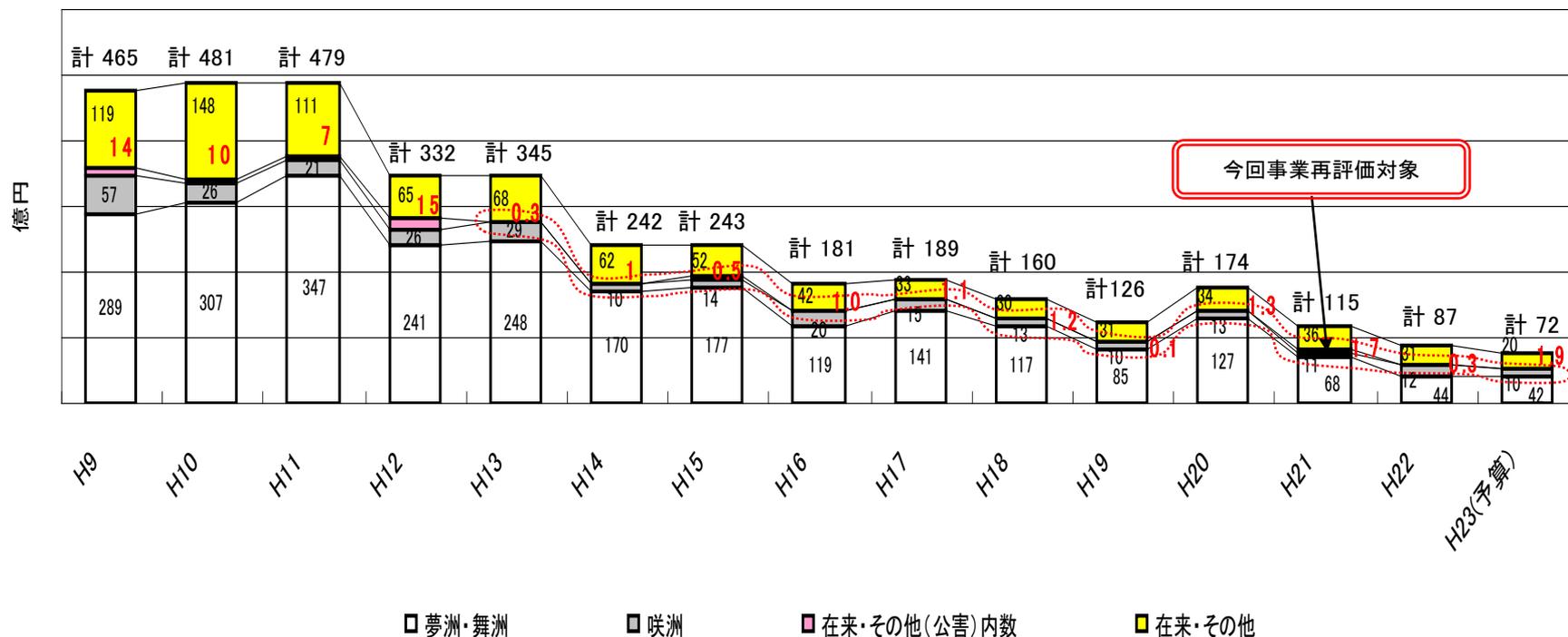
※港湾環境整備事業 : 新人工島土地造成等
 ※大阪港振興事業 : 大阪港の宣伝普及等
 ※経常経費 : 維持管理経費

※港湾地帯防災事業 : 海岸施設の建設・改良等
 ※大阪港修築事業 : 港湾施設の建設・改良等

事業費の推移

公害防止対策事業については、在来地区に占める本事業費の割合はH12年度までは、概ね10%程度(平均約10億円)であったが、H13年度以降、概ね数%程度(約1億円程度)の割合にて推移している。

大阪港修築事業決算の推移(億円)



公害防止対策事業費の推移

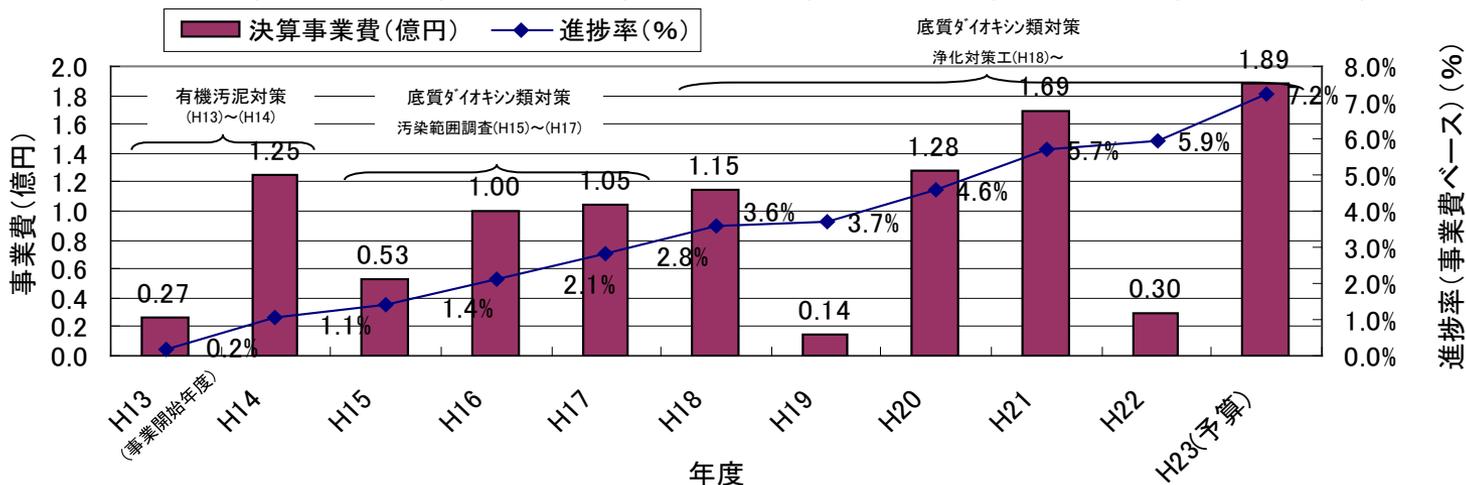
決算の推移(億円)

■有機汚泥対策

H13年度～H14年度においては、流入河川護岸際の有機汚泥対策を実施した。

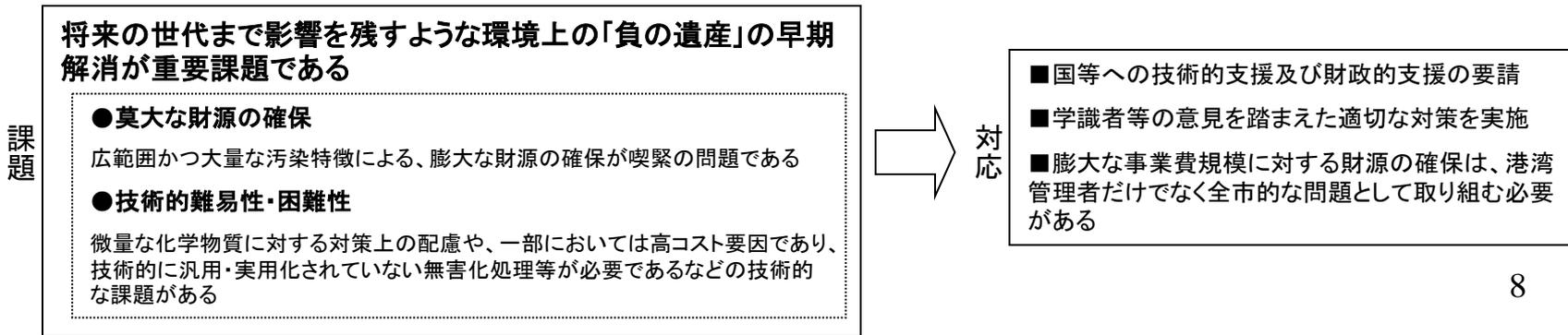
■底質ダイオキシン類対策

H15年度より底質ダイオキシン類の環境基準を超過する範囲の調査を実施し、H17年度末をもって、汚染範囲・汚染土量を確定した(港内7区域)。以後、着実に対策を実施している。



課題と対応

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づき、対策の実施が必要な底質ダイオキシン類についての課題と対応は次のとおりである。



市民・利用者からの苦情・要望

公害防止対策事業については、施策の参考とすべく市民意識調査を実施しており、アンケート調査の際の自由意見を次に示す。

■底質ダイオキシン類対策(平成23年度実施のアンケート調査による。環境保全全般意見等含む。)

<p>公害防止対策事業について(62件)</p>	<p>各家庭が原因で汚染された訳ではなく、原因企業があり、それを放置した当時の首長がいる。受益者負担の原則に基づき、汚染原因割合に従い負担を過去にさかのぼって求めるべきである。過去の事は過去の事と、単式簿記の考えを捨て、困ったら税金に頼るお上の考えではダメですね。</p> <p>水底のダイオキシンは、どこから来たのか分かりますか？埋立てに使っているゴミ由来であるなら元を絶つ対策が重要だと思うのですが。浄化より汚染源を絶つ対策をお願いします。</p> <p>このような事業は大切だと思いますが、あまり知られていないと思います。過去のゴミ処理の結果だと思いますが、現在のゴミの分別収集もあまり意識が高くないように思います。ゴミ収集のあり方(携帯電話30cm未満の電化製品、家庭用化学薬品)も変えていかなければ、調査して除去してもいたごっこになるのではないのでしょうか。</p> <p>環境保全などは一時的な事業ではなく、維持管理による継続的な事業であり、住民や産業などの一意により打ち切ることできない。無駄を排することは必要ではあるが、環境保全は必要である。したがって従来の事業規模相当を維持したい。ダイオキシン値などの低下率が限界に達した時点で、事業規模の見直しが必要となると思われる。その費用や負担額、財源、事業の効果の評価推移、効率化の実績、今後の展望についての図表や説明もアンケートに添付して頂きたい。</p> <p>公害防止対策事業を行うことは、将来の大阪港全般を考えれば、必要な事業だと思います。ただ、市民1人1人、企業1社1社が大阪市内の川や海(大阪湾)を汚さないよう気をつけていくことが、一番大事なことだと思います。</p> <p>大阪港の公害対策が優先順位が高いのかと思うところもあるが、社会生活から発生した公害なので、何らかの事業は必要だと考えている。仮定の話でも、水質汚染の問題に何らかの方法で除去する事は必要でしょう。次期世帯の人の為にも。故に、多少の負担をすることに反対はしません。なんで今頃と思います。</p> <p>公害防止対策や水の浄化は、10～20年の話ではなく、何百年と代々、子孫のためにも大切な事業だと思いますので、ぜひ継続して積極的に、市が推進していただきたいと強く思います。期待しています。よろしくお願ひ致します。</p> <p>ダイオキシンの人体への影響は有害といえないとの説を聞きました。財政難の大阪市で優先されるべき事業なのか環境の向上には大切だと思いますが、疑問に思います。</p> <p>本事業は大変有意義なものである。しかし、本事業に関わる事業費は他の無駄な事業費を削減し、充当すべきである</p> <p>大阪港の公害に関する事業内容をよく理解し、色々さまざまな事業内容が今まで知りませんでした。これからも協力していきたい気持ちです。市民として当然です。</p>
<p>大阪港の環境について(58件)</p>	<p>大阪港でとれた魚等が店頭に並んでいるのなら、水はきれいな。身体に害のない魚が食べたいものです。</p> <p>大阪港またその周辺の汚染は、大阪湾の魚貝類などにおおいに影響するもので、その資源のためにも常に浄化の努力が必要だと思います。</p> <p>後の世代に美しい、きれいな大阪港を残したい。</p> <p>大阪は昔から水の都と言われています。川や河川だけでなく、海も美しいと言われる為にも、公害の無い大阪港にする為、力を入れてほしいと思います。</p> <p>大阪は水の都なので、やはり水質汚染などについては力を入れた方が良く思う。</p> <p>大阪住民として大阪湾が美しくなる事を願っております。よろしくお願ひします。</p>
<p>その他(39件)</p>	<p>美しい日本を未来の子へ。ムダな事業をやめて、未来の為に税を使い、安心、安全な大阪を。やっぱり大阪が一番と言えるように。</p>

資料: 大阪港公害防止対策事業に関するアンケート調査(平成23年度実施)

局運営方針に照らした事業の位置づけ

・平成23年度港湾局運営方針において、重点的に取り組む主な戦略として、

①国際コンテナ戦略港湾の実現

②ハード整備・ソフト対策が充実した防災・減災体制の確立（防潮堤の耐震補強・橋梁の耐震化・大阪港地震、津波アクションプラン）

③施設の適切な維持管理の充実

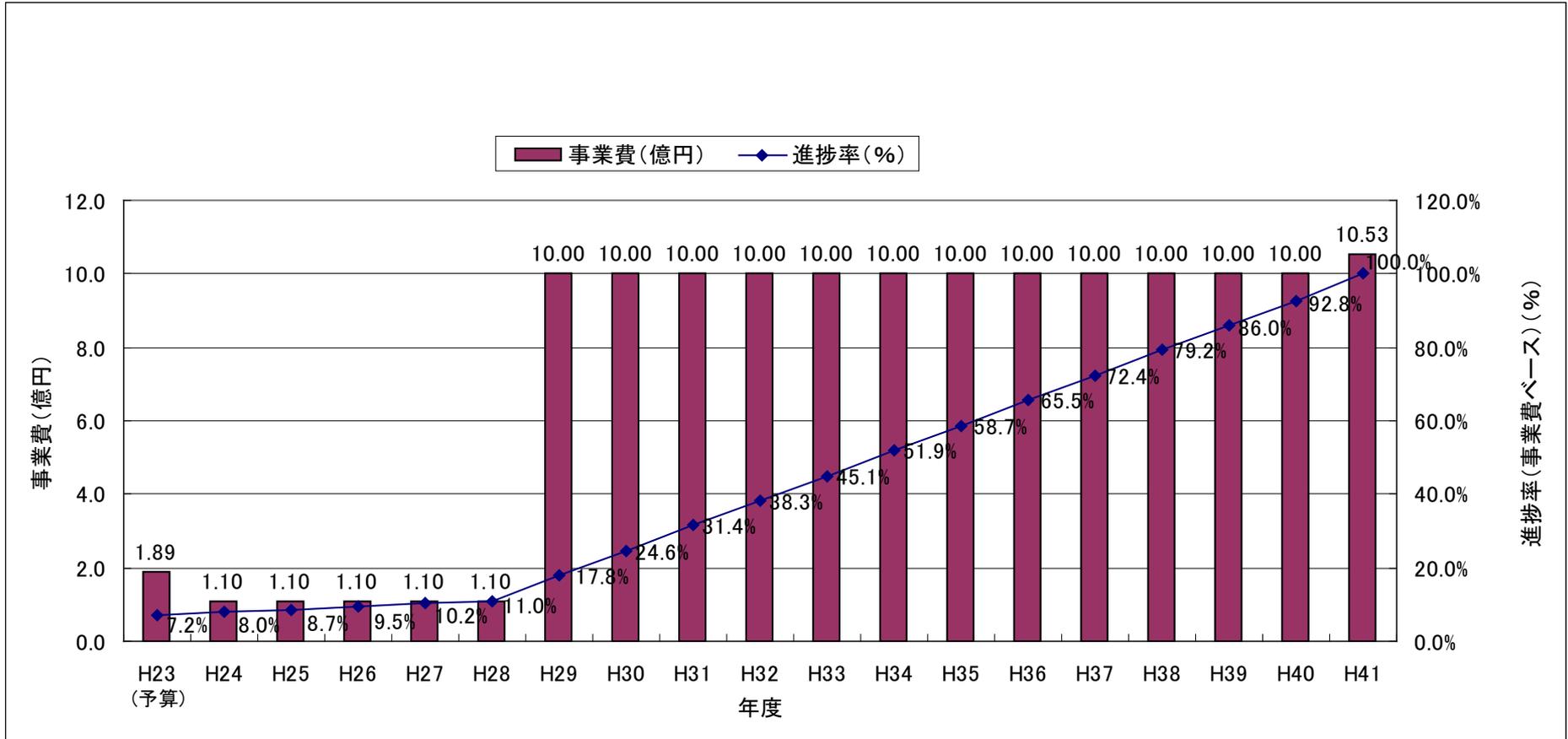
④企業誘致と都市基盤の充実

⑤国内外からの観光客を呼び込む施策の強化

上記の5つとしており、本事業の重点化の位置づけはない。

今後の事業費シミュレーション

■底質ダイオキシン類浄化対策



※ 現在想定している総事業費を均等割りして示しており、市の財政状況等により変更となる可能性がある。